

---

**プロジェクト 企業結合****項目 企業結合専門委員会の再開について**

---

**専門委員会再開の趣旨**

1. 当委員会は、我が国における企業結合に関する会計基準について検討するとともに、企業結合に関する会計基準についての国際的な意見発信に関する検討を行うことを目的として、企業結合専門委員会を設置している。
2. 同専門委員会は、少数株主持分（非支配株主持分）の取扱い、企業結合に係る取得関連費用の会計処理、暫定的な会計処理の確定に関する処理を主な見直し内容とする、いわゆる「企業結合（ステップ2）」の検討後、平成25年8月以降においては開催されていない。
3. 現在、基準諮問会議から、当委員会に対して、以下の提言がなされ、当委員会で新規テーマとすることが決定されている。これを受けて、企業結合専門委員会において検討を行うことが考えられる。
  - (1) 「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の取扱い  
第277回企業会計基準委員会（平成25年12月12日開催）において、本件を当委員会の新規テーマとし、実務対応専門委員会又は企業結合専門委員会で詳細な検討を行うことが了承されている。
  - (2) 子会社、関連会社株式の減損とのれんの減損の関係  
第341回企業会計基準委員会（平成28年7月25日開催）において、本件を当委員会の新規テーマとし、実務対応専門委員会で詳細な検討を行うことが了承されている。
4. また、基準諮問会議から、実務対応専門委員会に、以下の新規テーマの評価の依頼がなされており、企業結合専門委員会にて実務対応専門委員会のサポートをすることが考えられる。
  - (1) 無対価株式交換の会計処理
  - (2) 親会社による子会社の吸収合併
5. 上記の状況を踏まえて、企業結合専門委員会を再開する。

## 審議事項(4)

### ディスカッション・ポイント

企業結合専門委員会が、第3項に掲げる基準諮問会議から提言された新規テーマの詳細な検討を行うこと及び第4項に掲げる実務対応専門委員会における新規テーマ評価のサポートを行うことについて、ご意見いただきたい。

### 専門委員会の専門委員の選任（案）

6. 企業結合専門委員会の再開にあわせて、作成者、利用者及び監査人から専門委員を新たに選任することとする。公益財団法人 財務会計基準機構の定款第60条第2項に基づき、本日付で、次の専門委員会の専門委員の選任についてご承認をいただきたい。

#### ○企業結合専門委員会

(敬称略)

選任	専門委員	黒田康平	株式会社三井住友銀行 財務企画部 上席部長代理
選任	専門委員	義経尚敏	三菱電機株式会社 経理部 新制度導入 プロジェクトグループ 専任
選任	専門委員	大瀧晃栄	SMBC日興証券株式会社 株式調査部 シニアアナリスト
選任	専門委員	長沼洋佑	有限責任監査法人トーマツ 公認会計士
選任	専門委員	吉田剛	新日本有限責任監査法人 公認会計士

### ディスカッション・ポイント

企業結合専門委員会の専門委員の選任について、ご承認をいただきたい。

以上